

お知らせ

市議会議員一般選挙立候補予定者説明会

市議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を行います。
※詳しくは市ホームページへ
日時 7月15日(木)午後1時半から
場所 市役所7階・講堂
問合せ 選挙管理委員会事務局へ

市長の資産などを公開

「政治倫理の確立のための摂津市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、市長から提出された「資産等(補充)報告書」「所得等報告書」「関連会社等報告書」を、市役所1階・情報コーナーで公開します。
各報告書の「閲覧」または「写しの交付(有料)」は、所定の手続きが必要です。
問合せ 秘書課へ

情報公開・個人情報保護条例の運用状況

前年度の「情報公開条例」

「個人情報保護条例」の運用状況をお知らせします。
詳細は、市役所1階・情報コーナー、市ホームページ(総務課)で閲覧できます。
■情報公開条例
市が持っている情報(行政文書)を、市民の請求に応じて公開(閲覧・写しの交付)する制度です。
公開請求等件数 63件(処理状況▽公開14件▽部分公開44件▽文書不存在5件)
■個人情報保護条例
市が持っている個人の情報を本人に開示したり、その情報に誤りがあるときは、訂正するように求めたりできる制度です。
開示請求件数 8件(処理状況▽部分開示7件▽文書不存在1件)
問合せ 総務課へ

半・コミュニティプラザ前
問合せ 環境政策課へ
固定資産評価審査委員会委員に野口さんを再任
市は、固定資産評価審査委員会委員に野口宏さん(65歳)を再任しました。任期は令和6年6月11日まで。
問合せ 同委員会事務局へ

募集

太陽光パネル・蓄電池共同購入者募集

太陽光パネル・蓄電池の共同購入の参加者を募集します。オンライン説明会を予定しています。
※詳しくは府ホームページへ
参加登録期間 7月19日(月)まで※延長する場合あり
問合せ 府エネルギー政策課 ☎06(6210)9254へ

自衛官募集

防衛省では、自衛官などを募集しています。
種目 ①航空学生②一般曹候補生③自衛官候補生④防衛大学校学生(推薦・総合選抜)⑤防衛大学校学生(一般)⑥防衛医科大学校学生(医学科)⑦防衛医科大学校学生(看護学科)
資格 ①海Ⅱ高校卒(見込み含む)・23歳未満、空Ⅱ高校卒(見込み含む)・21歳未満②③18歳以上・33歳未満

5月の火災・救急件数
★火災 2件 (年間累計7件)
★救急 341件 (年間累計1,805件)
救急車を呼ぶか迷ったら、「救急安心センターおおさか」 #7119または06(6582)7119 (24時間・365日対応)

ボランティア募集
◎使用済み切手整理 7月15日(木)午前10時～午後3時
◎ぞうきん縫ってボランティア 7月26日(月)午前10時～午後3時(参加時間自由)
ところ・問合せ ボランティアアセンダー(地域福祉活動支援センター内) ☎06(6318)1128へ

未滿④⑦高校卒(見込み含む)・21歳未満
受付期間 ①7月1日(木)～9月9日(木)②7月1日(木)～9月6日(月)③通年④9月5日(日)～10日(金)⑤7月1日(木)～10月27日(水)⑥7月1日(木)～10月13日(水)⑦7月1日(木)～10月6日(水)
問合せ 自衛隊大阪地方協力本部茨木地域事務所 ☎072(623)5250へ

介護保険料決定通知書7月中旬に送付

7月中旬に65歳以上の人へ令和3年度分の介護保険料決定通知書を送付します。納付書払いの人は、納期限までに保険料を納めてください。滞納すると介護保険サービスの制限がかかる場合があります。

減免申請対象

- ①新型コロナの影響で主たる生計維持者の事業収入等が前年に比べ3割以上の減少を見込む場合、一部免除。
②新型コロナの影響で主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合、全額免除。
③新型コロナの影響以外の事由による被保険者または主たる生計維持者の死亡・失業などにより、前年に比べ月の平均収入が5割以上の減少を見込む場合、一部免除。
④第2段階や第3段階の人で、保険料支払いが困難な場合、一部免除。

※申請時期や適用する減免により、対象の保険料が異なります。※収入などの要件があります。※証明書類が必要な場合があります。

問合せ 高齢介護課へ

夏の交通事故防止運動

7/1～31

- 運動の重点
▽二輪車の交通事故防止▽子どもの交通事故防止▽自転車の安全利用の推進
●スローガン
▽やめよう バイクの すり抜け運転!
▽あせらない 次の青でも いいじゃない
問合せ 道路交通課へ

熱中症対策で施設を開放

次の施設を涼んでもらえる場所「セツオアシス」として開放します。
開放期間・時間 7月1日(木)～9月17日(金) 午前9時～午後5時
※各施設の休館日除く
開放施設
▷市役所▷コミュニティプラザ▷地域福祉活動支援センター▷各公民館※安威川公民館は7月末まで休館▷別府コミュニティセンター▷正雀市民ルーム



職員(会計年度任用職員)募集

申込み 必要書類を担当課へ持参または郵送
※郵送での申込みは〒566-8555(住所不要)担当課まで

Table with 7 columns: 職種(募集人数), ①職務内容, ②勤務時間, ③報酬など, ④資格, ⑤必要書類, ⑥申込期間, ⑦担当課. Rows include 認定こども園補助保育教諭(保育所枠), 認定こども園補助保育教諭(幼稚園枠), 認定こども園補助保育教諭(幼稚園枠)※預かり保育担当, 母子・父子自立支援員.

《備考》
▽任用期間は、①～③任用日から令和4年3月31日まで、④令和3年8月1日から令和4年3月31日まで
▽①②④勤務実績により2回(令和6年3月31日)まで再度の任用可
▽「③報酬など」は本市での職務経験を加味して決定(制度改正などにより変更の可能性あり)
▽その他、条例に基づき、通勤費用(費用弁償)、期末手当などの支給あり
▽④エントリーシートは市ホームページから取得(子育て支援課でも配布可)

今月の各種相談

※いずれも無料

相談名	相談内容	日時	場所・問合せ
市民法律	土地、建物、金銭貸借、相続、交通事故などの法律問題	毎週月・水 午後1時15分～4時15分 (各日先着7人)	自治振興課 (市役所2階) ☎ 06 (6383) 1357
行政	国、府、市などの業務に対する要望など	7日水午後1時～3時	※受付は実施日当日の午前9時から相談終了時間の30分前(市民法律相談は午後2時)まで。電話可
登記	登記・測量の問題など	2日金午後3時～5時 (先着4人)	※各相談1回30分まで ※要望・苦情などの市民相談窓口は自治振興課へ
外国人市民相談	外国人が抱えている生活上の諸問題	中国語＝13日水 午前10時～12時	
中国人在日日本指導资讯 第2周 星期二 午前10時～12時 ☎ 06 (6383) 1357			
税務	税理士による所得税や相続税、贈与税などの税務相談	20日水 午後1時半～4時半 (先着6人)	市民税課 (市役所2階) ☎ 06 (6319) 1990 ※申込みは前日までに、近畿税理士会吹田支部 ☎ 06 (6319) 0450 へ
労働	労働全般の相談	毎週水 午後1時～4時	産業振興課 (市役所4階) ☎ 06 (6383) 1362
消費生活	消費者の利益・安全に関する苦情・要望など	毎週月～金 午前9時～午後5時	産業振興課、消費生活相談ルーム (市役所4階) ☎ 06 (6383) 2666
多重債務法律	司法書士＝水、弁護士＝金による債務(借金)の問題解決	▷1日水午後2時～5時 ▷16日金午後1時～4時 (要事前予約)	
心配ごと	家族関係、生計、病気などの悩みごと	毎週水 午後1時～3時	社会福祉協議会(地域福祉活動支援センター内) ☎ 06 (4860) 6460
人権擁護	人権擁護委員による相談	9日金 午後2時～3時半	自治振興課 (市役所2階) 問合せは人権女性政策課へ
人権なんでも	暮らしの中で起こる人権問題	毎週月～金 午前10時～午後4時	市人権協会(人権女性政策課・市役所4階) ☎ 06 (6383) 1011
男性電話	生き方・働き方、人間関係の悩み	28日水 午後1時～4時	人権女性政策課 ☎ 06 (6155) 9167
女性総合(電話・面接)	女性のさまざまな悩みの相談(家庭や職場、パートナーからの暴力の相談も含む)	▷毎週月水金土 午前9時半～午後5時 ▷第3・4水午後1時～9時 ※22日水、23日水除く	男女共同参画センターウィズせつつ・相談室 女性総合 ☎ 06 (4860) 7116
専門相談	女性法律(要予約)	▷13日水午後2時～4時40分 ▷27日水午後5時～7時40分	法律・面接予約 ☎ 06 (4860) 7114
	女性面接(要予約)	▷6日水午後1時～4時50分 ▷8日水午前10時～12時50分 ▷20日水午後3時～7時50分	※乳幼児の一時保育あり (5日前までに要予約)

保険・医療制度のお知らせ

問合せ 国保年金課へ

国民健康保険・後期高齢者医療制度

傷病手当金の支給適用期間が9月末に

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金が支給となる適用期間が「令和2年1月1日～令和3年6月30日」から「令和2年1月1日～令和3年9月30日」に変更となりました。

国民健康保険制度

7月下旬に高齢受給者証を送付

新しい高齢受給者証を70～74歳の国民健康保険加入者に送付します。8月1日以降は、国民健康保険被保険者証と併せて新しい高齢受給者証をご提示ください。

国民健康保険限度額適用認定証の更新申請

医療機関窓口での支払いが限度額までとなる「国民健康保険限度額適用認定証(国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証)」の必要な人は、申請してください。(郵送可)

後期高齢者医療制度

医療費等の自己負担軽減

住民税非課税世帯に属する被保険者の人には、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を、一部負担金の割合が3割で所得区分が現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの被保険者の人には、「後期高齢者医療限度額適用認定証」を、申請により交付します。医療機関で提示すると、医療費などの自己負担が軽減されることがあります。
※継続対象者には、7月下旬に新しい認定証を普通郵便で送付(申請不要)

7月中旬に新しい被保険者証(桃色)を送付

新しい被保険者証を簡易書留で送付します。有効期限が過ぎた被保険者証は使えませんので、市に返却するかご自身で破棄してください。

7月中旬に保険料額決定通知書を送付

普通徴収の人は、送付する納付書や口座振替、スマートフォン決済で保険料を納付してください。特別徴収の人は、直接年金から天引きされます。令和3年度は、均等割軽減割合などが次のとおり変更されます。
①軽減特例の見直しにより、均等割軽減割合が7.75割から7割に変更。
②均等割の所得判定区分が以下のとおり変更。

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額	均等割軽減割合
【43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)】を超えない人	7割
【43万円+28万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)】を超えない人	5割
【43万円+52万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)】を超えない人	2割

年金のお知らせ

問合せ 国保年金課へ

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

経済的な理由などで保険料の納付が困難で、国民年金被保険者本人、配偶者、世帯主の所得が一定の基準額以下の場合、申請により保険料が免除される制度があります。

そのほか、50歳未満の場合は保険料の納付が猶予される制度や、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする免除制度もあります。

令和3年度の免除・納付猶予申請は7月から受け付けます。
※免除や納付猶予期間があると将来受け取る年金が減額されますが、免除や納付猶予期間分の保険料は10年以内に追納することで年金額を増やすことも可能です。

お知らせ／募集

相談

健康

公民館

スポーツ文化

図書館

施設教育ほか

福祉

産業振興

子育て

地域活動

ごみ・資源

お知らせ／募集

相談

健康

公民館

スポーツ文化

図書館

施設教育ほか

福祉

産業振興

子育て

地域活動

ごみ・資源